

市報ぎのわん英語版

1-1-1 Nodake, Ginowan, Okinawa | TEL 098-893-4411

<https://www.city.ginowan.lg.jp/>

市の英語版ホームページは
こちら▼



FOLLOW US



市の人口

(5月現在)

人口	100,165 (-68)
女	51,466 (-35)
男	48,699 (-33)
外国人	1,624 (-3)
世帯数	46,146 (-8)
総外国籍数	52 (±0)

新型コロナウイルス接種 市内医療機関での個別接種が始まります

医療機関へ直接の予約はできませんので、ご注意ください。市のホームページ、もしくは宜野湾市コールセンターでご予約ください。

新型コロナワクチン接種会場 (5/28現在)

	No.	医療機関等名	住所
団体接種	1	宜野湾市立体育館	真志喜 4-2-1
個別接種	2	西平病院	赤道 2-2-2
	3	愛知クリニック	愛知 1-2-12
	4	おやかわクリニック	長田 1-29-1
	5	宜野湾記念病院	宜野湾 3-3-13
	6	国立沖縄病院	我如古 3-20-14
	7	じのん整形外科	宇地泊 820
	8	海邦病院	真志喜 2-23-5
	9	サンクリニック	伊佐 2-9-35
	10	いとむクリニック	伊佐 1-10-9
	11	池原胃腸科外科	新城 2-40-27

個別接種の開始時期・予約受付開始日は各医療機関によって異なりますので、詳細については、保健相談センターへお問い合わせください。

新型コロナワクチン接種プロジェクト・チーム（保険相談センター内） ☎098-898-5583

当面の間、65歳以上の方のみの受付といたします。

ワクチン接種予約方法

1. 市のホームページ →
2. 宜野湾市コールセンター ☎050-5526-1940



予約の際は、接種券番号（接種券に記載あり）が必要となります。

団体接種は毎週水曜日（午後）、木曜日・日曜日（午前/午後）に行います。インターネット、もしくは市のコールセンターのみでの予約受付となっております。台風や悪気候等の災害により予約がキャンセルになる可能性があることをあらかじめご了承ください。

7月から国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の納付が始まります

令和3年度の国民健康保険税の納付は、翌年2月までの8期払い、後期高齢者医療保険料の納付は翌年3月までの9期払いです。

保険税・保険料につきましては、指定金融機関および全国のコンビニエンスストア、またはスマホのキャッシュレス決済アプリで納めることができます。

納期限までに納付しない場合、督促手数料および延滞金が加算されますので、お早めに納付をお願いします。国民健康保険税、後期高齢者医療保険料に関するご相談等につきましては、国民健康保険課までお気軽にお問い合わせください。

	国民健康保険税	後期高齢者医療保険料	納期限・口座振替日
7月	1期	1期	8/2(月)
8月	2期	2期	8/31(火)
9月	3期	3期	9/30(木)
10月	4期	4期	11/1(月)
11月	5期	5期	11/30(火)
12月	6期	6期	12/27(月)
1月	7期	7期	1/31(月)
2月	8期	8期	2/28(月)
3月		9期	3/31(木)

安心便利な口座振替を！！

口座振替にすると、指定された口座から自動的に引き落とされますので、納め忘れの心配がなくなり、納期のたびに金融機関などに行く手間も省け、大変便利です。

また、口座振替を登録すると、翌年度以降も自動的に継続されますので、安心・便利な口座振替をお勧めいたします。

納付相談はお早めに！

病気や失業などの事情により納期限までに国民健康保険税、後期高齢者医療保険料を納付できない場合は納付相談を受け承りますので、窓口までご来所ください。

新型コロナ関連

新型コロナウイルス感染症の影響により納付が困難となった場合、申請により徴収猶予や減免が受けられる可能性があります。

また被用者の方で、新型コロナウイルス感染症に感染、または感染が疑われ、労務に服することができず、給与等が支給されない場合、傷病手当金が支給される可能性があります。詳しくは、しホームページまたは国民健康保険課までお問合せください。

令和3年度(令和2年收入分)の申告はお済でしょうか

申告がまだお済でない世帯については、国民健康保険税、後期高齢者医療保険税の軽減や、入院費・高額療養費の限度額算定などで不利益になる場合があります。

7月から令和3年度国民年金保険料の申請免除の受付が始まります

令和3年度の国民年金保険料は月額16,610円です。

所得が少なく本人・世帯主・配偶者の前年所得(1月から6月分を申請する場合は前々年所得)が一定額以下の場合や、失業した場合、もしくは災害等により損害を受けた場合など、国民年金保険料を納めることが困難なときは、免除申請書を提出し、承認されると保険料の納付が免除になります。

申請免除には、本人・世帯主・配偶者の所得に応じて「全額免除」「4分の3免除」「半額免除」「4分の1免除」があります。他に納付猶予制度や学生納付特例があります。

申請免除は、申請時点から2年1ヵ月前までの期間について申請できます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入源となる業務の喪失や売上げの減少などが生じて所得が相当程度まで下がった場合は、臨時特例措置として、本人申告の所得見込額を用いた免除申請の受付手続きが開始されます。

対応となる方

- ①新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少
- ②所得が相当程度まで下がった場合

対象期間

- 令和元年度分(令和2年2月～令和2年6月)
- 令和2年度分(令和2年7月～令和3年6月)
- 令和3年度分(令和3年7月～令和4年6月) 予定

こちらの市報の英語版は外国人市民の方に市内の情報を伝えるために宜野湾市役所の市民協働推進課が発行するものです。「市報ぎのわん」の省略したもので正式なものではありません。宜野湾市役所と当課の翻訳者は誤りや不正確さについては何の責任も負わないものとします。

行政対応は日本語で行われています。